

総務常任委員会会議記録（概要）

平成23年12月5日（月）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○ 議案第101号「埼玉西部消防組合の設立について」

安田委員

議案第101号の審査については、審査に多くの時間を費やすことが予想されるので、議案第91号の意見・採決の前に順序を変更していただきたい。

杉田委員長

議案第101号の審査順序については、議案第91号の意見・採決の前に変更することよろしいか。（委員了承）

○ 議案第91号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（消防本部）

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

消防団員等公務災害補償等共済基金損害補償掛金追加及び消防団員福祉共済掛金追加について、ヒアリングにおいて新規事業概要調書があることがわかったので配付願いたい。

杉田委員長

資料を配付してよろしいか。（委員了承）

※委員に資料を配付

資料を全議員に配付してよろしいか。（委員了承）

石本委員

消防団員等公務災害補償等共済基金損害補償掛金追加について、資料では、この改正に係る市町村の負担増については、特別交付税が措置されるとなっているが、翌年度以降の歳入の見込み額は書かれていない。これは現時点では市の負担で、確定したら特別交付税で措置されるということなのか。

町田警防課長

そのとおりです。

石本委員

特別交付税で措置されるのはいつなのか。また、この分の交付税の額は
いくらか。

町田警防課長

特別交付税で措置される時期につきましては、担当課では把握しており
ません。また、公務災害の負担金の増額に対する交付税の額につきましては
は、交付税の算定の中に入っていると認識しておりますが、担当課として
は確認できません。

【議案第91号 消防本部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時15分）

（説明員交代）

再 開（午前9時20分）

○ 議案第93号「所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

特殊勤務手当に関する労働組合との協議については、昨年8月から約1年間協議したとのことだが、議案質疑では労働組合ときちんと合意を取らなかったということがわかった。この議案については、1年間が経過したので協議をやめて、来年度に間に合わせるために提案してきたのか。

大舘総合政策
部長

労働組合とは1年以上交渉を続けましたが、特殊勤務手当における課題につきましては、特に保育士の午前7時から午後8時までの早朝・夜間の延長保育における変則勤務であり、労働組合は特殊性があるという主張でしたが、市としては平成22年度で変則勤務手当を廃止したという経過があり、それに伴ってその特殊性が希薄になっており、さらには、県内他市の保育士手当の支給の状況を見ましても、ここ数年で廃止している傾向が強くなっているなどを踏まえて、また、1年以上の交渉の経過がありましたので廃止をお願いするものです。これ以上交渉しても主張については平行線で溝が埋まらないだろうという判断、また、新年度予算の算定の最終時期ということもありましたので、ここで決断させていただいたということとでございます。

城下委員

交渉は3月定例会の直前まで可能だったのか。

大館総合政策
部長

手続的には可能かと思いますが、可能だとしても、1年以上の交渉で双方の主張の溝が埋まらないこと、また、2つの労働組合のうち、1つの労働組合から妥結をいただいておりますので、この時期が適時と判断したものです。

城下委員

県内で保育士手当が支給される自治体はどのくらいあるのか。

青木職員課主
幹

現在、保育園における保育業務の手当については、県内39市中、所沢市を除き、13市が支給しております。

石本委員

経過措置として平成24年度に限り2分の1の額を支給するとなっているが、議案資料における平成22年度の支給実績を基準とした平成24年度の影響額については、25年度の半分にならないのはなぜか。

青木職員課主
幹

今回の平成24年度に限り2分の1の額を支給する手当については、支給実績があるもののうち、月額支給の手当となり、日額で支給している手当の廃止につきましては経過措置を設けませんので、平成24年度の影響額は25年度の半分以上ということになります。

城下委員 経過措置については、どのような根拠に基づいて2分の1の額を支給する
という提案となったのか。

根本職員課長 手当を廃止するに当たりましては、一定の生活給への配慮をし、その補
償の意味で2分の1の経過措置を提案させていただいております。

城下委員 保育士については、午前7時から午後8時まで子どもたちをみていると
いうことでの労働の重要性や、一般職員の午前8時30分から午後5時ま
での勤務時間とは性質的にも異なることについては、市としてはどのよう
な認識を持っているのか。

根本職員課長 勤務時間が早出・遅出という変則であることに対して手当を支給する
ことにつきましては、平成22年度から変則勤務手当を廃止したことから
も認めていないために廃止するものです。

城下委員 当市の子育て支援については、これだけの保育サービスを提供してきて
いるのだから、当然それに見合った対価という形でこのような制度ができ
たと思うので、その重要性についてはどのように認識されているのか。

大館総合政策 将来を担う子どもたちを保育するという保育士の重要性につきまして
部長 は十分認識しております。今回の提案は、変則勤務手当の廃止と、保育士

の資格を持った人の仕事としての特殊性ということで重複して出すことについての考え方を整理した結果ということでございます。また、保育士については、採用時には保育士という命を受けて採用するという前提がございまして、業務についての特殊性というのは給与の中で保障されているという判断があったものでございます。

石本委員

一般質問の答弁では、保育士手当を出す根拠としては、一般行政職の俸給だから手当を出すということであり、もし、保育士手当を廃止するならば、別の給与表を設けなければならないという意見もあるとのことだった。今回、保育士手当がなくなるということは、保育士は一般行政職と同じ扱いということになるが、その辺の考え方はどのように変わったのか。

青木職員課主
幹

この手当については古くからあるものでありまして、保育士の給料については行政職と同じ給料表を適用しているという状況ですが、保育士については、国では行政職とは異なる福祉職俸給表を適用しているという前提がありました。保育士の昇格の年齢については、昔は遅かったのですが、最近は大分同じぐらいの年齢で昇格してまいります。そうしますと、国の福祉職俸給表と比べても遜色ない給料が処遇されておりますので、給料については遜色ないものということでカバーできていると判断しております。

城下委員	保育士の昇格については、行政職の何級に合わせているのか。
青木職員課主幹	例としては、保育園長は6級で、行政職では副主幹級となります。
城下委員	保育士は行政職でいうと副主幹級の6級が最高ということなのか。
青木職員課主幹	保育園の園長については、保育士の職場組織上は一番上の職ですが、6級の副主幹級ということになります。
城下委員	行政職は、次長、部長のレベルまで昇格は可能だが、保育園の園長については副主幹級ということからすると、行政職と同じという捉え方にはならないと思うがどうか。
青木職員課主幹	国の福祉職については、行政職のように9級まであるものではなく、6級程度となっておりますので、標準的なモデルとして比較しますと国の福祉職俸給表と遜色ないものと考えます。
城下委員	保育士はある意味では専門職なので、そのキャリアに応じた給与となっているという認識でよろしいか。

青木職員課主
幹

その職に応じた給与と理解しております。

安田委員

議案質疑に対する部長答弁で、特殊勤務手当については著しく不快を伴うという表現があったが、その点についてもう一度確認したい。

根本職員課長

特殊勤務手当の趣旨につきましては著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当ということでございます。

安田委員

今回、手当を廃止することによる削減に合わせて、来年度からの職員の号給が上がることはないということでしょうか。

根本職員課長

そういったことはございません。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

日本共産党を代表して、議案第93号「所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例制定について」意見を申し上げます。この条例は、新たに特殊勤務手当の位置づけを条例化するものとあわせて、廃止や名称変更とい

う内容の条例制定となっています。議案質疑や委員会の質疑で明らかになりましたが、まず、市の特殊勤務手当の中で保育士手当については市としてもその重要性については認識されているという答弁がありました。今回の条例制定については、職員の身分に関わる部分ということで、組合との協議事項となりますが、残念ながら合意を得ないままでの提案となったことはとても残念でなりません。質疑でも来年の3月議会まで協議を延長することも可能だった旨の答弁もありましたので、この部分についてはもっと合意を得るための努力、それから特殊勤務手当の果たすべき役割や性質をもうちょっと市としてもきちんと協議していくことが必要だったのかなと思います。そういう意味からも、この議案については反対いたします。

石本委員

民主ネットリベラルの会を代表して、議案第93号について賛成の立場から意見を申し上げます。今回の改正は第3弾目の特殊勤務手当の改正に当たります。第2弾目の改正があった平成21年度において、私たちの会派はまだ残っている手当の中には特殊勤務手当の基本である著しく危険、あるいは不快、不健康に陥る業務に当てはまらない手当があり、特に、保育士手当はそうなので、早急に第3弾目の改正を求めますと意見を述べてきた経緯があります。その時に、総合政策部長は特に今の経済状況の中にあって、市民の目からちょっと違和感がある手当については、廃止に向けて2つの組合と協議していきますというふうに答弁されていました。質疑でわかりましたが、今回の件に関して2つの組合と事務折衝が14回、団

安田委員

体交渉が14回あり、粘り強い交渉の経過もよくわかりました。大変このことに対しては、高く評価いたします。以上で、賛成の意見といたします。

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、議案第93号について賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、今回の影響額については、平成24年度は2分の1の経過措置を設けて1,687万9,000円の削減、平成25年度からは全額で2,575万8,000円の減額となる案件です。これは恒久的におよそ2,500万円の削減となるわけです。今回は特に保育士手当の部分が1,500万円と一番大きかったわけであり、特殊勤務手当の趣旨は著しく不快、危険を伴う業務に対する手当を支払うことですが、これをやめることについては昨今の経済事情をかんがみて、多くの市民に理解をいただけるものと思います。また、この条例化した理由ですが、給与条例主義に基づく規則から条例への変更ということ、また、県内39市中36市が条例化されているということで、これについても評価いたします。また、一つの組合とは合意に至らなかったことは残念ですが、一連の特殊勤務手当の見直しの流れとともに、執行部のご努力を評価し、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第93号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第94号「所沢市行政組織条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

前は大きく変わったが、今回は市民経済部を2つに分けるという小ぢんまりとした機構改革となっている。市民経済部のボリュームや所管する業務が多いというのはわかるが、なぜ市民経済部だけの機構改革なのか。

大館総合政策
部長

機構改革につきましては、いろいろなニーズも含めまして、効率的な行政運営という視点からしますと、常々考えていかなければいけないテーマではございますが、平成14年に行いました機構改革により、13部から8部に圧縮しました。それから10年近くが経過し、少しその弊害が出ており、ある部に対する集中的な業務や部間のアンバランスについては、もう少し時間をかけて見直そうというのが本来の考え方でした。しかし、ここで第5次所沢市総合計画が議決され、その中の前期基本計画でも地域経済の活性化や所沢ブランドの創造がうたわれており、市民経済部に關するところが喫緊の課題となりましたので、平成25年4月に大きな改革ということで予定しておりましたが、そこまで待っているのは前期基本計画の半分を過ぎてしまうこととなりますので、議決を経てから速やかに課題を解決しなければならないということで、その部分だけを前倒しさせていた

だきたいということが今回の提案の理由でございます。

石本委員

国民健康保険は市民経済部の国保年金課が担当しているが、75歳になって後期高齢者医療となると、保健福祉部の福祉総務課が担当する。また、交通安全課は道路関係で建設部と密接に関わっているのに市民経済部にあるなど、市民の方から市庁舎の中を行き来することになるとの苦情を受けているが、このような市民の視点からの機構改革については平成25年に行われるのか。

大館総合政策
部長

市民目線での改革につきましては、庁内において事務改善委員会を設置しており、その中で内部的な組織の検討を進めているところでございます。課については議決を経ずに市の内部的な取り決めで変更することは可能ですが、小さな改革をするよりも大きく変えていった方が効率的ではないかということで、今回は見送らせていただき、次期にそれを含めて十分検討した中で結論を出していきたいということでございます。

城下委員

産業経済部については、ただ単に企業を誘致するのではなく、所沢の風土に見合った企業の誘致等が必要であり、農業、産業、商業の活性化となると、それなりのマンパワーが必要であり、活性化のための調査も必要であると思うが、その点についての市の見解を伺いたい。

大館総合政策
部長

議案資料73ページの産業振興課の事務分掌案では、産業振興に係る企画及び調整ということで、この中には調査も含まれます。また、企業の誘致につきましては、これまでに難しかった要因の一つには、今の市民経済部は、所管する課の数が多く、商工会議所やJAなどの関連団体との交渉を含めた部次長のセールスがなかなか取れなかったことがあると思います。そのような課題を解決するためにも、マンパワーの視点からすれば部次長が増えますし、産業振興課については、今の大きな課題を解決することがありますので、現状ではなく、定員の視点からも全体の調整をしなければなりません、少し増やしていかなければいけないなという考えは持っております。

城下委員

所沢市の財政の配分については、産業、商業、農業に係る予算は非常に少ないという専門家の指摘もあるが、今回の機構改革ではその点の予算をしっかりと確保するということでの提案と理解してよろしいか。

大館総合政策
部長

財政の確保からの視点から申しますと、先に財源があって仕事ができるという部分と、組織の中で基礎的なところを積み重ねた結果、財源が必要となってくるということがあろうかと思っておりますので、組織を作ったからといってすぐに財源を増やすということではなく、基礎をしっかりと固めた上では財源が伴ってくると考えております。

安田委員

産業経済部の総務担当課は、産業振興課が担当することになるのか。

大館総合政策
部長

産業振興課については、筆頭課ということ、また、事務分掌案にも産業振興に係る企画及び調整に関することがありますので、総務担当課としての役割も果たしていくことになると思います。

城下委員

産業振興課はラーク所沢を所管することになると思うが、事務分掌案には雇用対策に関することが入っている。所沢は比較的若い世帯が多いので、雇用対策についてはヤングキャリアセンターなどの国や県の事業を活用しながら進めていくという考えなのか。

加藤政策企画
課長

産業振興課の事務分掌案には雇用対策もございますので、現在の商工労働課が担っている部分は産業振興課が引き続き取り組むとともに、さらなる活動に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第94号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第95号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

死亡弔慰金の廃止については、議案質疑で組合交渉外の認識である旨の答弁があったが、過去に支給実績があるにもかかわらず廃止するという点についてご説明願いたい。

根本職員課長

給与条例による死亡弔慰金の支給につきましては、県内他市の例はございません。また、地方自治法の趣旨からも、死亡弔慰金については給与条例を根拠として支給することは望ましいことではないために廃止するものです。県内他市に照会したところ、約半数の市で何らかの制度がございますが、そのほとんどが互助会組織での支給ということもあり、今回廃止を提案するものです。

城下委員

死亡弔慰金の性質からすると職員に関わるものであると思うので、情報提供ではなく、協議の対象にしていくべきものであったかと思うが、協議の対象とならないと判断した最大の理由は何か。また、他の自治体では何らかの制度でカバーしているとのことだが、所沢市は互助会などの制度によってカバーされているということなのか。

根本職員課長

協議の対象とならないと判断した理由につきましては、給与の趣旨から外れるということ、また、年に1人から2人という支給状況の中で、果たして勤務条件に当たるのかという部分もありますことから、組合には情報提供はさせていただきましたが、協議に至るまでもなく、了解をいただいたということでございます。また、別の制度による代替については現段階では考えておりません。今後の社会一般の情勢や市民感覚における弔慰金の必要性などを勘案しながら、支給のあり方については考えていくことになると思います。

城下委員

協議に至るまでもなく了解したとのことだが、いつの時点で了解したのか。組合との折衝はいつ、何回行ったのか。

根本職員課長

組合に情報提供した日時につきましては手元に資料がございませんが、議案を用意するかなり早い時期から情報は提供しておりまして、議案を提出する際にも確認させていただいております。

城下委員

死亡弔慰金の廃止については組合との合意を得たということなのか。

根本職員課長

2つの組合からは正式な交渉を経ているわけではございませんが、廃止についての了解はいただいております。

城下委員 正式に交渉していないのにどうして合意をいただけるのか。合意はいつ取れたのか。

根本職員課長 死亡弔慰金につきましては、職員の勤務条件なのかというところもあるかと思えます。勤務条件であれば当然交渉事項になると思いますが、勤務条件に当たらない内容であるという判断だと思っております。

城下委員 その判断は市の判断ということなのか。また、正式に交渉はしていないし、合意は得ていないということなのか。

根本職員課長 判断につきましては、市と組合の両方の判断だと思っております。合意につきましては、交渉しておりませんので合意という言葉ではなく、了解されているということでございます。

石本委員 死亡弔慰金の支給については勤務条件によらないとのことだが、今までは勤務条件によらないお金が支給されていたということなのか。公務員の給料というのは、ちゃんと働いているから税金から出せると市民には説明しているが、勤務条件によらないのならば、勤務も何もしていない者に死亡弔慰金を支給することになると思うがどうか。また、この条例改正は平成24年4月施行なので、来年3月までの間は勤務条件によらないお金が支給される可能性があるということなのか。

根本職員課長

勤務条件なのかということにつきましては、少なくとも給与の中で支給すべきものではないということと、見舞金であるという捉え方をしております。また、この条例改正は、平成24年4月に施行ということですので、今年度までは、死亡弔慰金を支給することになります。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

日本共産党を代表して、議案第95号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」意見を申し上げます。まず、委員会の質疑で明らかになりましたが、今回の提案においては、支給実績のないものについては廃止というものもありますが、死亡弔慰金については過去に支給実績があるものです。しかも、このことに対して組合との交渉事項にもしておらず、情報提供という形での合意の有無を確認せずに提案してきたということについては認めるわけにはいきませんので、この議案については反対します。

安田委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、議案第95号について賛成の立場から意見を申し上げます。私たちの会派としては、死亡弔慰金は勤務条件ではないという認識であります。また、給与条例を根拠にすべきではないという立場に賛同しております。また、県内では給与条例による支給の例がないことなどを含めて、その他所要の改正についても必要な規定の整備と理解し、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第95号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第102号「彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方
公共団体の数の減少について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第102号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○ 議案第91号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（総合政策部）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

職員公務災害見舞金追加について、今回の支給の経緯を伺いたい。

根本職員課長

平成20年2月22日の公務災害により負傷した職員に歩行の不具合等の後遺症が残りましたことから、平成22年7月23日付で障害補償を請求しましたところ、障害等級第12級に決定されました。所沢市公務災害等見舞金支給条例第5条により、障害等級第12級は障害見舞金140万円に該当するため、当該職員に障害見舞金の支給を行うものでございます。

城下委員

公務災害の過去の件数については把握されているのか。

根本職員課長

過去10年間における見舞金の支給状況につきましては、あくまでもこれは公務災害の中で地方公務員災害補償基金から災害補償の等級が認定され、見舞金が支給されたものであり、認定の状況としましては、今年度のほかに平成13年度は11級、14年度は14級、16年度は14級、18年度は12級の等級が認定されております。

城下委員 行政職には安全衛生委員会が設置されているが、このような事案が出た時には、安全衛生委員会において改善の検討などが行われるのか。

根本職員課長 労働安全衛生法に基づいて事務所ごとに安全衛生委員会を設置しておりますが、この中で事故につきましてはそれぞれ審議され、安全対策などにつきましては対応しているところでございます。

城下委員 市の機関で安全衛生委員会がない所管はあるのか。

根本職員課長 施設ごとに法令に基づき設置されておりますので、すべての施設に網羅されているものと思っております。

城下委員 施設だけではなく、例えば教育委員会については、市長部局とは独立した安全衛生委員会が設置されているのか。

根本職員課長 例えば、本庁舎では市長部局本庁舎等安全衛生委員会と教育委員会には教育委員会の安全衛生委員会があり、また、給食センターなど施設の規模に応じた形で安全衛生委員会が設置されております。

【議案第91号 総合政策部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 (午前10時13分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時28分)

○ 議案第96号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第96号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第91号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（財務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

安田委員

市庁舎非常用発電設備改修工事設計委託料について、本工事の費用はいくらで、工事の終了はいつ頃なのか。

大野管財担当
参事

本工事の費用につきましては、議案資料24ページの翌年度以降の見込み額のとおり、平成24年度において2億2,990万円を予定しております。また、本工事につきましては新年度予算に計上し、お認めいただいた場合には早々に発注し、年度内ですべて終了したいと考えております。

安田委員

エネルギー関連については新しい技術や製品が次々と出ているが、工事費を大幅に安くできる可能性はあるのか。

大野管財担当
参事

翌年度以降の見込み額につきましては1社からの参考見積もりであり、また、非常用発電機の製造業者が国内に10社程度あることから、見積もりを取って精査する予定ですので、工事費については下がるものと考えております。

城下委員

議案資料では事務のOA化に伴いと書かれており、いざという時に情報を守ることから非常用発電機を持つことは大事だと思うが、パソコン等のデータのバックアップについては、どのような対策を取っているのか。

内野財務部次
長

情報統計課では、停電があった場合には瞬時に切り替わって、データを安全に格納して終了できるだけの予備の電源は持っておりますが、1日のうち2回以上停電となりますと、バックアップの電池を充電するのに1日かかりますので、非常用発電機がないと業務を継続することは難しいものと考え、管財課には最優先で電気を供給して欲しいとお願いしたことがあると聞いております。

城下委員

今回は本庁舎の非常用発電機に係る予算だが、消防や学校等のデータのバックアップはどうなっているのか。

大野管財担当
参事

非常用発電機につきましては、施設ごとに持っております。

石本委員

議案資料には、他の施設においても必要に応じて施設の修繕を行っているが、この周辺の市町村でこのような修繕を行った事例はあるのか。

桑野財務部長	本庁舎に限らず、通常の建物の中には非常用発電設備が当然備えているものでありますので、一定の年数が経って老朽化すれば入れ替え等を行っているという意味で記載したものです。
石本委員	今回のような非常用発電設備改修事業に対して国や県からの補助はあるのか。
大野管財担当 参事	発電機の補修に対する補助はございません。
松崎委員	今回の委託料は随意契約なのか。
大野管財担当 参事	予算額からすると指名競争入札も検討してまいりたいと思います。
松崎委員	設計した業者が来年度の工事を請け負うことはあるのか。
大野管財担当 参事	今回の設計委託については、電動機部分のエンジンと発電機を組み合わせ、また、消音装置や配管のダクトなどについては、既存の施設に合わせるような形となります。工事となりますと、発電機とタービンの部分については製造業者に委託することになると思いますので、設計委託料と工

事請負は別の業者になるものと考えております。

城下委員

東日本大震災以降、計画停電等により非常用発電機のニーズが非常に高まっている中で発電設備の改修を行うとのことだが、非常用発電機の需要の変化については把握しているのか。

大野管財担当
参事

非常用発電機につきましては、来年度の工事のスケジュールを組むため、納品までの期間を業者に確認しているところですが、注文から8か月から1年程度はかかるとのことですので、非常用発電機の需要は高いものと考えております。

石本委員

発注から1年程度かかる場合には、来年度で工事が終わらないこともあるのか。

大野管財担当
参事

来年度内には終了する形で進めたいと考えております。

石本委員

工事の途中でトラブルが発生した場合に非常用発電機は使えるのか。

桑野財務部長

今回の予算は周りのすり合わせをするための施設の設計をお願いしており、本体部分については受注生産方式である程度の期間が必要ですが、

実際に納入する場合は、物を入れ替える作業となりますので、割とスムーズに短期間で作業が終了すると聞いております。したがって、自家発電設備が長期間使用できない状態になるというわけではございません。

松崎委員

短期間というのは1日程度のものなのか。

大野管財担当
参事

その点につきましては、詳しくは把握しておりませんが、非常用発電機をあまり使わない冬などの時期に行う予定です。

松崎委員

非常用発電機については、750KVAから1,000KVAにグレードアップすることだが、非常用発電機を使える時間はどのように変わるのか。

大野管財担当
参事

1時間あたりに消費する灯油の量が増えますので、灯油を全部使ったと仮定しますと、現在の36時間程度から26時間程度になります。

松崎委員

36時間から26時間に減るが、26時間というのは十分なのか。

大野管財担当
参事

灯油は本タンクから直接入れるわけではなく、別のタンクに移しておきますので、状況を見ながら本タンクに給油していくことにより、発電機は継続して使えます。

城下委員	窓口業務等委託料追加について、この委託は平成24年2月に契約が満了するので、3月分の予算を計上したということでしょうか。
島崎市民税課長	今回の補正は1カ月分でございます。
城下委員	窓口業務を委託したことによる苦情などの課題はどのようなものがあるのか。
島崎市民税課長	今年3月から民間への業務委託を開始しました。最初の段階においては、市民の方から他の税のことを聞かれて、すぐに対応できなかったこともございましたが、今は市役所全体を知るようになってきましたので、滞りなく行っていると考えております。
城下委員	市の職員が委託業者の方に直接アドバイスすることはあるのか。
島崎市民税課長	委託業者の責任者が常駐しておりますので、業務上の指示等を出す場合には、すべて現場の責任者を通して行うという形で行っております。
城下委員	初期の段階では課題はあったが、今はクリアされているということで、その他の課題についてはあるのか。

島崎市民税課
長

現在のところはないと思っております。

城下委員

業務委託の開始から1年が経過することになるが、担当課として窓口業務委託料の総括や検証は考えているのか。

島崎市民税課
長

窓口業務委託の総括や検証につきましては、お客様へのアンケートを予定していること、また、職員から見た委託の状況について取りまとめることを考えております。

城下委員

窓口業務については市民の個人情報を扱う大変重要な業務であるが、守秘義務の徹底はどうなっているのか。また、委託業者については、この1年で職員の入れ替わりはあったのか。

島崎市民税課
長

窓口業務において、最も重要なのは個人情報の保護であり、業務で使用する端末の範囲を限定し、アクセス履歴を記録しています。従業者からは、誓約書を徴しております。また、従業者の入れ替わりですが、窓口が2つありますが、3名が交替で従事しております。今年10月に1人が入れ替わっておりますが、あとの2人については今日まで変わっておりません。

城下委員

前回の予算を審議した時には、身近な方が窓口に来て、データがすべて見られるのではないかなどの質疑があったが、この3人については市内在住者なのか。

島崎市民税課

長

現在従事している方の住所につきましては、詳しくは承知しておりませんが、市内の方、市外の方がそれぞれいらっしゃるかと考えております。

城下委員

今年10月に1人が変更しているとのことだが、その方の守秘義務は退社された以降もあるということでしょうか。

島崎市民税課

長

当然、誓約書等の中には退職した後も守秘義務等があることを明記しております。

安田委員

委託の職員では判断が難しい場合にはどのような対応を取ったのか。

島崎市民税課

長

窓口業務につきましては証明書発行が主な業務となっており、お客様から証明の請求書をいただき、端末で確認いたしますが、その中で申告をしておらず、証明書が発行できない場合がございます。そのような時には、申告の担当者に引き継ぐ、あるいは状況が分からない場合は常に市の職員が待機しておりますので、その者に相談するという形になっております。

安田委員

業務を委託する以前は、窓口の担当職員がある程度難しい案件でも長く説明する場合があったが、業務委託することにより、難しい案件については速やかに他の窓口で対応するようになったと感じている。業務委託により、窓口での待ち時間が短くなったようなことは確認しているのか。

島崎市民税課
長

待ち時間について計測したことはございませんが、窓口の担当職員が長く一人の方と話すケースは少なくなってきております。窓口にお客様が多くなった場合は、カウンターの状況を見ながら他の職員が対応することで、お客様を待たせる形にはしないということにつきましては従前から行っております。

石本委員

個人市民税について、当初の見込みより減額となった要因は何か。

島崎市民税課
長

平成22年度についてはリーマンショック等の影響で大きく落ち込み、また平成22年中の所得の状況などを見ながら、平成23年度当初予算においては、雇用環境が改善され、納税義務者数も増加するだろうということで、均等割、所得割については増加するものと見込みました。また、個人市民税の平均税額につきましては、平成20年度以降は減り続けており、平成23年度も若干減ると見込みました。課税の状況から決算を推計いたしましたところ、均等割、所得割ともに納税義務者数が減となり、平均税額も3,300円程度減ると見込まれることから、今回補正予算をお

願います。

石本委員

納税義務者数の推移について伺いたい。

桑野財務部長

均等割の納税義務者数につきましては、いずれも当初予算で、平成21年度は16万8,500人、22年度は16万8,600人、23年度は16万8,500人となっております。所得割の納税義務者数につきましては、いずれも当初予算で、平成21年度は16万3,000人、22年度は16万3,100人、23年度は16万2,420人となっております。

石本委員

平均税額の推移について伺いたい。

桑野財務部長

当初予算では、平成21年度は約14万2,000円、22年度は約12万9,000円、23年度は約13万2,850円となっております。

石本委員

平成23年度当初予算では、平均税額を13万2,850円と見込んだが、3,300円減るということでよいか。

桑野財務部長

決算見込みは約12万9,000円程度で、約3,300円減る見込みです。ちなみに、全体的な階層で平均税額が減っております。

城下委員

中長期財政計画の見直しについては、毎年度見直しをしているとのことだが、今回の補正によって、来年度はかなり影響を受けるということなのか。

三上財政担当

中長期財政計画につきましては、毎年度見直す予定でございます。現在、

参事

平成24年度の予算編成の最中ですが、その予算額が確定し、当初予算の議決をいただきましたら、平成24年度はその額に見直しをしていく形となります。

城下委員

現段階における平成24年度の当初予算額はどれぐらいか。

桑野財務部長

市の予想はある程度できるかもしれませんが、今後の国の財政措置などを見ながら、総合的に勘案するとともに、日本経済の状況も含めて判断していきたいと考えております。

石本委員

今回の補正予算では、市税はすべて減となっているが、今までにこれだけ大規模の補正予算を提案したことはあったのか。

島崎市民税課長
リーマンショックがあった平成21年度においては、個人市民税が1億4,000万円、法人市民税が5億6,000万円の減額補正を行っております。

安田委員
普通交付税追加について、今回の補正予算における市税の減収と地方交付税交付の因果関係はあるのか。

三上財政担当参事
地方交付税につきましては基準財政需要額と収入額を見込みまして、その差がいわゆる財源不足額となります、その財源不足額につきましては、一部は臨時財政対策債、一部は交付税という形で交付されます。当初予算の見込みにあたり、基準財政需要額は平成22年度並みであろうと見込みました。基準財政収入額につきましては、地方財政対策等を勘案しまして、多少税収が伸びると見込んだ結果、財源不足額を約8億円と見込んだところでございます。実際は、基準財政収入額も算定上は伸びておりますが、それにも増して基準財政需要額の伸びが大きかったため、今回18億円の普通交付税の交付決定があったものです。

安田委員
基準財政需要額が伸びた理由について伺いたい。

三上財政担当参事
基準財政需要額につきましては、特に大きな伸びを示しておりますのが社会保障経費であり、平成22年と23年の単位費用の差を見ますと、生

活保護費が1人あたり870円、社会福祉費が1人あたり1,400円、保健衛生費が1人あたり650円の伸びを示しております。

安田委員

税収が減ったのも、基準財政需要額が伸びたのも経済状況ということなので、市税の減収と地方交付税交付の因果関係については、完全に切り離れたものではないという理解でよいのか。また、今回の税収減と普通交付税の追加補正の額というのはバランスがとれているもので、来年度もバランスが取れる可能性があるものと理解してよいのか。

三上財政担当
参事

市税の減収と地方交付税交付の因果関係でございますが、交付税の算定にあたっては、国が基礎自治体というものを想定し、そこで1年間の費用がどれぐらいかかるだろうという額を算定し、それに市町村の地理的条件などの補正をかけて需要額を算定します。また、収入額につきましては、先ほどの税収で申し上げますと、1人あたりの市町村民税の所得割分につきましては、1人いくらという単位額が決まっており、平成22年度は1人あたり12万円でしたが、平成23年度におきましては1人あたりの単位額が12万5,800円となっており、5,800円の増ということで市民税の所得割額が算定されております。所沢市の場合は、1人あたりの市民税の平均所得割額につきましては12万9,000円となっており、前年と比較して税収は伸びておりませんが、交付税上は伸びた形で計算されたこととなりますので、そういった面では因果関係はございません。

来年度以降の見込みにつきましては、地方財政対策などの国の方向性がこれから決まりますので、現時点では見込みは難しいのですが、総務省の概算要求では、ほぼ今年度並みで財務省に要求していることは把握しております。

石本委員

地方交付税については、昨年度も10億円の追加補正があり、土地開発公社の借金返済に全額を投入したが、今年度については、昨年度のような使い方はしないということによいか。

桑野財務部長

今年度につきましては、市税が厳しい状況の中で交付税の算定がされ、8月上旬には金額がわかりましたが、市税を補う意味で使わせていただくような判断はしてございましたけれども、土地開発公社の償還も一つの選択肢として考えたことも事実でございます。ただ、市税の状況をみると他の代替財源がない中で貴重な財源として使わせていただくというような判断をしたところでございます。

石本委員

今後、所沢市が20億円前後の地方交付税の交付を受けるような団体になったと想定すると、臨時財政対策債を発行しても、全額でなくても多少は交付税措置されるという認識でよいのか。

三上財政担当
参事
臨時財政対策債の元利償還金につきましては、その全額を基準財政需要額に算入されますので、所沢市が交付団体となりますと、来年度、臨時財政対策債の償還で増えた部分というのは、そのまま交付税で措置されるということに計算上はなりますが、そこだけではなく、基準財政需要額というのはいろいろな経費を見ておりますので、どこがいくら増えたのかということの算定は難しいものと考えます。

城下委員
地方交付税の追加については、土地開発公社の償還も一つの選択肢として考えたとのことだが、現在の土地開発公社の未払金残高はいくらか。

三上財政担当
参事
土地開発公社の返済計画につきましては、平成24年度が最終年度となっており、未払金残高につきましては約11億円となっております。

城下委員
被災児童生徒就学等支援事業費補助金については、今年度だけなのか。それとも今後も補助は続くのか。

三上財政担当
参事
今年度は補助金として入ってきますが、来年度以降につきましては把握しておりません。

安田委員
財政調整基金繰入金については、どのような計算で約4億円となるのか。

三上財政担当
参事

財政調整基金繰入金につきましては、まず、第4号の補正予算で財政調整基金を4億円積むことができました。これは職員の給与費の分でございますが、第4号の補正予算で積んだ分をそのまま第5号の補正予算における社会保障費等に充てるという判断をいたしました。また、財政調整基金につきましては12月補正が終わった時点で、前年度は約21億2,000万円の基金残高がございましたが、今年度も同額程度を用意しておかないと新年度予算の編成がかなり苦しくなってくるというのが予想されますので、財政調整基金の残高を20億円程度に想定させていただきました。そのような状況の中で、今回は約4億円の繰り入れをお願いするものです。

石本委員

臨時財政対策債追加について、今年度については発行可能額が37億円に対して、28億4,000万円を発行するとのだが、平成21年度、22年度の発行可能額に対する実際の発行額について伺いたい。

三上財政担当
参事

平成21年度につきましては、発行可能額が約35億円に対して約35億円を発行しております。22年度につきましては、発行可能額が約43億8,000万円に対して約35億円を発行しております。

城下委員

臨時財政対策債については、平成22年度から発行可能額に対して目いっぱい発行していないということになるが、これは市の方針が変わったと

ということなのか。

三上財政担当
参事

臨時財政対策債につきましては、基本的には交付税の代替措置ということで、後で国から100%措置されるという性質のものでございます。したがって、本来は国としては地方交付税として措置しなければいけない財源であると認識しております。ただし、これは市の借り入れということになりますので、国から100%措置されるとはいえ、必要最低限で活用していこうという判断の下、このような結果となったものでございます。

城下委員

窓口業務等委託料の債務負担行為補正については、市民税課の部分はいくらなのか。

島崎市民税課
長

限度額1,417万4,000円のうち、市民税課の分は606万8,000円でございます。

【議案第91号 当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時20分）

（説明員交代）

再 開（午前11時24分）

○ 議案第101号「埼玉西部消防組合の設立について」

【補足説明】

小高消防長

12月2日の議案質疑において、矢作議員から「防火管理講習会の開催回数及び参加人数」について、平井委員から「3市の消防相互応援協定」についての質疑があり、それぞれの資料をご用意いたしましたので、よろしくお願いたします。

杉田委員長

資料を配付してよろしいか。（委員了承）

※委員に資料を配付

杉田委員長

資料を全議員に配付してよろしいか。（委員了承）

【質 疑】

城下委員

会派で資料請求した第4ブロックの配置人員案の資料について、配付願いたい。

杉田委員長

資料を配付してよろしいか。（委員了承）

※委員に資料を配付

杉田委員長

資料を全議員に配付してよろしいか。（委員了承）

石本委員

追加資料について説明願いたい。

森田広域消防

課長

まず、総務常任委員会資料（予防関係）につきましては、議案質疑の中で各市の防火管理講習会の開催回数及び受講人数について委員会でご報告するという事で提出したものです。次に、消防相互応援協定書につきましては、議案質疑で委員会にご報告するという事で、所沢市、狭山市、入間市の3市の消防相互応援協定を提出したものです。次に、第4ブロック配置人員3部制（案）につきましては、会派から資料請求があり、議会事務局を通してお示しさせていただいたものです。

石本委員

追加資料について精査したいので、休憩をお願いしたい。

杉田委員長

休憩とすることよろしいか。（委員了承）

休 憩（午前11時30分）

再 開（午後1時0分）

石本委員

市民一人当たりの消防にかける予算はどのぐらいになるのか。

森田広域消防
課長

平成23年度の市民一人当たりの消防にかける予算につきましては、所沢市は9,527円、狭山市は9,254円、入間市は9,082円、埼玉西部は1万1,133円です。平成18年度は、所沢市は9,395円、狭山市は9,285円、入間市は8,741円、埼玉西部は1万653円です。平成20年度は、所沢市は1万342円、狭山市は9,312円、入間市は8,975円、埼玉西部は1万648円となります。

松崎委員

3市の消防相互応援協定では、他市から出場依頼があった場合、1台の消防車が他市に出場するというだけでよいか。

森田広域消防
課長

そのとおりです。

松崎委員

現在の初動体制では5台のポンプ車が出場することになっているが、広域化すると9台が出動することになるのか。

森田広域消防
課長

そのとおりです。

松崎委員

議案質疑で東日本大震災のような災害時には、広域化しても対応が不可能との答弁があったが、どのような趣旨の質疑だったのか。

小高消防長

東日本大震災のような災害があった場合、広域化したら対応は可能なのかとの質疑でしたので、たとえ広域化したとしても、東日本大震災の規模になると災害対応は不可能であると答弁しました。

城下委員

消防相互応援協定第2条第2項については、前項の規定にかかわらず、相互応援の出場隊は、発災市の長の要請又は状況判断により出場することができるとなっているが、1隊が出動してもまだ対応が必要な時には、さらに出場が可能ということなのか。

森田広域消防
課長

消防相互応援協定第2条第2項につきましては、応援市の判断により出場できるということです。

城下委員

議案質疑では要請がなければ出場しないという答弁があったが、それぞれの消防は火災や救急要請の状況を把握できるのか。

森田広域消防
課長

無線傍受だけで状況を把握して出場することは難しいと思います。

城下委員

3市の広域化が事実上取り止めとなった時は、応援協定を更にレベルアップし充実を図ったとの説明を受けた。現在の応援協定でも、火災、救急への対応はできているという理解でよいか。

森田広域消防
課長

3市の広域化は休止の状態で、毎年1回は協議会を開催していますが、当初は広域化を見据えた中で応援協定も強化するというものでした。また、消防活動、訓練、職員講習会などにつきましては、狭山市、入間市も参加して一緒に勉強していこうという3市共同処理事業プランを立ち上げています。

城下委員

広域化の第一のメリットは初動体制の強化とのことだが、現在の応援協定でも十分に初動体制が整備されているのではないか。

森田広域消防
課長

例えば、所沢市で発災した時には、119番通報は所沢市の指令センターに入り、指令課員は署所に予備指令を出します。それを受けて、消防隊は出場体制に入り、さらに指令課員が場所、状況等を聞き、指令を流しますが、その時点から他市の指令センターが傍受することになります。他市の指令センターでは、消防相互応援協定の別表の出場区域を見て発災場所の有無を確認し、該当していた場合は場所を確認してから指令を出しますが、地図検索の装置が入っていませんので、他市の消防隊も地番から対象物を確認してから出場することになり、消防相互応援協定ではタイムラグ

が生じてしまいます。

城下委員

広域化による人員配置については、現場に何人配置されるのか。

森田広域消防

検証では61名の配置ができるということになっています。

課長

城下委員

消防団の消防訓練については、予防業務も合わせて署所に移管するのか。また、1署所に何人が配置されるのか。

森田広域消防

本部につきましては36名を予定しており、統計のまとめや企画立案をする各署の統括的な部署となります。総務課につきましては今までどおりの事務ですが、企画財政課は財政関係として7名を強化する予定です。予防課、警防課、救急課につきましては、消防本部で行っていた建築の同意や危険物の許認可の処理などを各署の消防課で処理することから、その統括をする部署となります。所沢市では中央署、東署を合わせて、消防課は23名を予定しておりますが、現在の本部員が46名ですので、本部の36名と23名を合わせると事務職員が増えることとなります。なお、検証では事務職員を減らして仕事を増やすことは考えておりません。さらに、中央署及び東署の消防課で許認可事務を行いますので、住民サービスの向上が図られるものと考えています。

課長

城下委員 広域化により61人が余剰人員として現場に配置される一方、火災予防や消防団の訓練に関わる事務が各署所に移管することだが、移管先の署所は何人配置されるのか。

森田広域消防課長 消防課につきましては、署長、副署長などを除くと中央署が13名で、東署が10名を予定しています。他の構成市につきましては、各署で16名、合計で71名を予定しています。

城下委員 61人の余剰人員と署所の71人の関係はどのようなものか。

森田広域消防課長 現在、消防本部には181名の本部員及び通信指令員がおり、所沢市では、各署には毎日5名が勤務しておりますが、広域化により53名の増員を考えています。さらに、本部員は67名で処理しますので、61名の人員が出ます。

城下委員 広域化により日本消防協会や消防学校に派遣する人数は、どのぐらいを想定しているのか。

森田広域消防課長 今年度所沢市では日本消防協会に1名を派遣しています。広域化による派遣人数につきましてはこれから検証しますので、現段階では何名とは想定していません。

城下委員 人員については61名が増えるとのことだが、増えた部分が所沢に何名配置されるのかなどの計画は今後の検証とされており、明確な人数が議会に示されていないのはなぜか。

森田広域消防課長 案はお示しをしておりますが、数字が一人歩きする可能性がありますので61名の増としています。現段階では、所沢に21名の現場要員を増やすという構想はあります。

城下委員 現場要員の増員については、派遣職員の人数などが明確になっていないので、確定ではないということなのか。

森田広域消防課長 現場要員につきましては確定ではございません。本部員の予防課、警防課、救急課はそれぞれ5名で、合計は15名としていますが、統括する事務量から考えますと少し多めにとっており、そこからの派遣は可能と考えています。

石本委員 8月24日の協議会で合意書を交わしているが、この位置付けはどういうものなのか。

森田広域消防課長 協議会につきましては、広域化について協議してきましたが、8月24日に広域のメリットがあるという検証が出されましたので、広域化を進め

ていこうという区切りで合意書を交わしたものです。

石本委員

この合意書は広域化の契約書的なものになるのか。

森田広域消防
課長

広域化するには、地方自治法により組合規約を協議し制定しなければなりません。協議会では、組合規約の案を出して協議を進めていましたが、首長の最終協議の日程調整がつかず、書面会議で最終的な組合規約の合意をいただいております。その時点で、組合を設立し広域化するものと解釈しています。

石本委員

協議会は8月24日に合意していたが、9月21日に所沢市議会の全員協議会で説明したところ、いろいろな意見が出されたので、11月10日に協議会を開催せざるを得なくなったのか。

森田広域消防
課長

藤本市長から議員定数はこれではどうなのかとの話があり、協議会が開催されました。また、規約につきましても修正部分を確認していただくため、再度お集まりいただいて協議したということです。

城下委員

11月10日の協議会では、議会全体の意思ではないのに、所沢から議員定数を増やして欲しいと要望し、結局、他市の人数を減らすことになってしまったが、他市の人数を減らすことはいつ判断したのか。

森田広域消防課長 議員の選出区分につきましては、各市議会への説明において、現段階の案では20名程度であると口頭で話していると認識しています。8月24日に合意書を取り交わしてから素案を出していましたが、書面会議では、所沢市が6人、狭山市が4人、入間市が4人、飯能市が3人、日高市が3人となっております。その後に市長選があり、藤本市長から所沢としてこの人数ではということになり、人数について協議会に諮ったところ、各首長からは、現在の案で各市議会に対して改めて説明するという事になり、当市においても各会派にご説明させていただいているところです。

石本委員 協議会において、当摩前市長は議長となってから中立的な立場となってしまう、所沢の言い分が主張できていないように思うが、他のブロックの協議会でも議長は大きな市から選ばれるのか。

森田広域消防課長 協議会の議長につきましては、規約では互選となっておりますが、他のブロックでは中核となる市の市長が選ばれているようです。

石本委員 広域化による国や県からの補助金についてはどのような想定をしているのか。

森田広域消防課長 広域化による指令センターの統合、署所名の変更などの臨時的経費につきましては、平成24年度末までに消防を再編した場合に、一般財源の2

分の1が国の特別交付税として交付されます。

石本委員

臨時的経費については、2分の1が国から交付され、残りの2分の1は市が負担することによいか。

森田広域消防
課長

そのとおりです。

石本委員

広域化による所沢市の経費はどのぐらいになるのか。

森田広域消防
課長

消防無線のデジタル化の負担割につきましては、基準財政需要額の割合ではなく、各構成市でデジタル無線を整備した額に基づき割合を決めることとなります。また、指令センターにつきましては、所沢市は先行投資をしていることからオーバーホールで済みますが、他の構成市では更新期限を迎えており、同じ装置を単独で作ったこととして試算しています。最終的な負担につきましては、交付税措置を考え、デジタル化の起債を想定した中で初年度分は4,595万2,000円ですが、立ち上げ経費の部分は5,829万3,000円となります。

城下委員

特例の交付金制度など財政的にもメリットがあるので広域化することだが、第7ブロックでは既に羽生市や蓮田市が離脱を宣言し、第4ブ

ロックが唯一広域化を進めている状況において、デジタル化については、広域化せずに共同で利用することも可能と思うが、県内の状況はどうか。

森田広域消防
課長

県内の状況につきましては、熊谷市と行田市が指令センターの共同化を進めていますが、デジタル化の共同化につきましては確認していません。第7ブロックでは、広域化とデジタルの協議会をそれぞれ立ち上げています。消防事務の共同処理を6割強の市町村が組合で行っていますので、その中でデジタル化を整備するものと考えます。

大館委員

羽生市の脱退は基準財政需要額の割合による算定によるものだとこののだが、所沢の基準財政需要額の割合はどのぐらいになるのか。

森田広域消防
課長

すぐに基準財政需要額の割合への移行は難しいことから、5年をかけて調整することを考えています。所沢市の基準財政需要額の割合につきましては、平成23年度は42.01%です。平成25年度は41.6%の負担割で、経費検証では単独で行うよりは、5年間の概算で2億3,597万円の減が見込まれています。

大館委員

初動体制におけるポンプ車と当直人数の変化、2次災害移行の対応の変化、行政境の到着時間の変化についてお示しいただきたい。

森田広域消防
課長

所沢市の当直人数につきましては、埼玉県消防広域化第4ブロックメリット・課題検証集の7ページにお示ししておりますが、252名から273名になり、3交替ですので、1日当たり91名が当直者になります。また、広域化すると他市からの出場もありますので、活動できる人員や動かせる車両が増えるということになります。

2次災害の対応につきましては活動する人員が増えますので、列車事故や熱中症など局所的に起きた災害に対して、消防力を強化することができます。広域化すると2次出場では9台から15台に車両が増えます。

市境につきましては、メリット・課題検証集の4ページにお示ししておりますが、市外に直近の分署がありますので、目に見えてメリットがあります。また、最先着隊の到着時間も大事ですが、後着隊の時間も大事であり、延焼が拡大しますと何台も投入しなければなりませんので、広域化すると初期に投入できる車両が増えることから強化できるものと検証しています。

大館委員

他市の応援に出してしまうと、自分の消防が手薄になるデメリットはないのか。

森田広域消防
課長

広域化すればエリアが広がりますので、出場体制につきましては50%強程度の車両を残した出場体制として地域を守る形で組んでおります。例えば、狭山市や入間市が他市に出場しますと、所沢市がその部分を

補うこととなります。所沢市の場合、災害出場により、待機車両が少なくなつた場合は、緊急配備として狭山市、入間市の車両を所沢市の中央署等に配備し、2次災害に備える体制となります。

大館委員

救急車の出場についても同じような考えなのか。

森田広域消防
課長

救急車につきましては、平成22年度において200回ほど救急車が全車出場、または待機救急車が1台となることがあり、その場合は直近の分署からAEDなどを積んだポンプ車が出場して初期の対応をしながら、救急車の到着を待ちます。広域化すると、例えば西分署管内で救急要請があった場合は、直近の入間市から出場することができるようになります。また、GPSを活用した車両の動態管理により、例えば、入間市から防衛医大病院へ患者を搬送した後、署に戻る時に近くに災害がある時には、そのまま現場に向かうことも可能となります。

城下委員

初動体制の強化については、実際に恩恵を受けるのは行政境だけではないのか。例えば、柳瀬地区の方は恩恵がないのではないのか。

森田広域消防
課長

初動体制の強化につきましては、到着時間が早くなるだけでなく、最先着隊の後に何台出場できるのかを含めて初動体制と考えています。また、柳瀬地区などについても、初期投入の車両が増えますので、初動体制

が強化されます。

城下委員

人員配置については、今後の検証とのことだが、21人が増えるということが一人歩きしている印象があるが、どこを重点的に配置するのか。

また、埼玉県消防広域化第4ブロック広域消防運営計画の41ページにはメディカルコントロール体制の大きな調整が必要と書かれており、所沢市、狭山市、入間市が西部第一地域メディカルコントロール協議会、埼玉西部が西部第二地域メディカルコントロール協議会の2つの協議会にまたがるが、現段階での調整や今後の見通しはどのようになっているのか。

森田広域消防
課長

人員配置につきましては、災害が多いところを手厚くしたいと考えています。メディカルコントロールにつきましては、救急救命士が気道確保のため気管内挿管を行う際に医師から助言指導をいただきますが、その統一の見解を持つための地域の協議会です。埼玉西部では、第一メディカルコントロール協議会に入るような調整を行っており、県にも要請しています。

城下委員

県にも要請しているとのことだが、県の対応はどうか。

森田広域消防
課長

現在は調整の段階なので強く言えませんが、広域化した場合は、一つのメディカルコントロール協議会とするように要請しており、県も要請につ

いては動いていただけると聞いていますし、医師会等の調整も進めていただけると認識しています。

石本委員

8月24日の協議会の議事録では、総務省の課長補佐が「広域化の財政支援につきましては、恐らく皆さんの合併のときと比べて非常にちょっとそんなに魅力に乏しいとよく言われると、私も肌で感じているところですよ」との発言があった。この発言から協議会が終わるまで当摩前市長の発言はなく、最後に「私もいろいろ言いたいですけど、コーディネーターの役ですので、今後もそのような機会があったらお願いしたい」との発言があったが、当摩前市長は何を言いたかったのか。また、総務省の職員の発言について、財政支援が乏しいと当摩前市長が知ったのはこの時が初めてだったのか。

小高消防長

前市長は、コーディネーターの役割だったので言える立場ではなかったという趣旨での発言だと思います。また、総務省の職員の発言は、市町村合併に比べて今回の財政支援は少ないとの判断から発言したものだと思います。

石本委員

第1回目の協議会の議事録では、人間市長から「これまでも所沢市には中心市としてリードをしていただきたいわけですけれど、今後とも所沢市さんにぜひお世話になりたい」との発言があった。これは、所沢の税金

が他市に流れて行くことを表しており、他市は所沢市から恩恵を受けると思っているようだが、所沢市はそうではないと思う。このような状況において財政支援の有無については、消防広域化の大きな要素であると思うがどうか。

小高消防長

前市長は協議会の会長となつてからは、財政支援についての発言はなかったものと記憶しております。

森田広域消防
課長

財政支援につきましては、前市長から国、県に対して財政支援をしっかりと求めていくために、総務省の職員を協議会に参加させることができるのかとの話があり、総務省の課長補佐と県の防災部長をお呼びして意見交換会を行いました。前市長には事務局からコーディネーターの役をお願いしておりましたので、あえて発言しなかったものと思います。

石本委員

協議会の議事録では、意見交換会の前に構成市長により合意書の署名、取り交しを行うとあるが、前市長は合意があった後に財政支援が乏しいことを知ったことになるのか。

森田広域消防
課長

財政支援につきましては、細かに事務局から説明しておりますので、前市長はもう少し財政支援が欲しいという意味で発言したものと思います。

城下委員

防火管理講習会の受講者については所沢市が圧倒的に多い一方で、講習会を行っていない市もあるなど所沢の消防のレベルが高い中で、広域化により他市の消防を所沢の消防の水準に合わせるということなのか。それとも、所沢が他市の消防のレベルに合わせるということなのか。

森田広域消防
課長

消防の水準につきましては、3市の広域化の時も課題となりましたが、構成市に関しましては、所沢に準じたレベルアップを考えています。また、現況においても他の構成市はしっかりした水準にあり、決してレベルが低いとは考えていません。

城下委員

消防力の強化が広域化の目玉としている中で、所沢の水準までレベルアップする期間はどのぐらいと想定しているのか。

森田広域消防
課長

レベルアップにつきましては、地域の実情等もありますので期間を示すのは難しいと思います。

石本委員

市民一人当たりの消防にかかる費用を比べると、他市はお金をかけていない。広域化すると他市は所沢の水準に合わせようとするので、設立当初における設備の充実などについては、他市に予算が多く配分されると思うがどうか。

森田広域消防課長 他市と人口一人当たりの負担額を比べると500円程度の差があり、検証では、基準財政需要額を負担割合の基本としていますが、投資的経費につきましては、その都度協議するとの申し合わせがあることから、負担割合はその都度考えることとなります。

石本委員 組合の名称については、所沢は西埼玉を主張したが、多数決で通らなかったのはなぜか。また、経費の負担割合については、所沢と他の4市で意見が分かれた場合、1対4の多数決で所沢の主張が認められなくなるが、それでも1件ずつ諮っていくということなのか。

森田広域消防課長 負担割合につきましては、例えば建物を建てる時に、市境と市の中央に建てる場合の費用の負担が同じではおかしいとの議論があり、その都度協議することとなったものです。また、名称につきましては、狭山市、入間市は所沢の意見に賛成をいただいた部分もありましたが、職員から募集して選んだという思いもあり、埼玉西部消防組合となったものです。

石本委員 組合の予算については、2月上旬に一部事務組合の議会が開かれ、そこで可決された予算が事務的経費として各構成市の議会で審議されるということでしょうか。

森田広域消防課長 組合の予算につきましては、組合議会で審議していただいた後、構成市の議会の3月定例会では負担金として提案することになります。

城下委員 災害時には各市で災害対策本部を立ち上げるが、広域化するとどのように消防組合を動かすのか。

森田広域消防課長 現在は災害時には指令センターに情報が集まり、最初に情報を集約できるのは消防本部となります。また、消防本部では、消防長を本部長とする所沢市消防本部内の災害対策本部を設置し、次長級の職員が所沢市の災害対策本部に出向することになっています。広域化しても、災害時には指令センターに入った情報を新組織の消防本部の警防本部に集約し、本部長として消防長が入ります。また、構成市全域に渡るような大きな災害があったような場合には、署所の署長が構成市の災害対策本部に入ります。局地的な災害の場合も所轄の署長が入ることになりますので、現在と流れは変わらないと思います。

城下委員 構成市ごとに災害対策本部を置くことになるが、最終的に広域の消防を動かすのは誰なのか。

森田広域消防課長 対策本部長である消防長です。

城下委員	広域化すると、災害時には5市の市長の意見を聞かずに、消防長が指示して動くのか。
小高消防長	市の災害対策本部には署長が入りますので、警防本部の消防長と災害対策本部の署長で情報のやり取りを行いながら災害対応を図っていきますので、これまでの流れと変わりません。
大館委員	所沢市単独で整備できなかった特殊車両はどのようなものなのか。
森田広域消防課長	例えば、支援車はとても高額であり、広域化により整備できればメリットがあると思います。また、倉庫火災などで活躍する大型ブロアー車なども整備していきたいと考えています。
大館委員	支援車の費用はいくらなのか。
町田警防課長	約8,000万円程度と考えています。
安田委員	消防広域化第4ブロック広域消防運営計画、経費検証、メリット・課題検証集、経費検証の内容について、現在までの変更点は、議員定数が20名程度から16名になったところだけでよいか。

森田広域消防課長 議員定数の20名程度につきましては、協議会の委員会では、ずばり何名とするのは難しいだろうという議論があり、数に幅を持たせた中で目安として20名程度としたところです。

安田委員 経費検証について確認するが、人件費は年間370万円から870万円程度の減額。消防車両は10年間で1億7,000万円程度の削減。通信指令装置の更新は構成市の合計で2億9,600万円程度の削減。立ち上げ経費は構成市の合計で1億3,900万円程度の経費が必要。消防救急無線のデジタル化は構成市の合計で6億1,500万円程度の削減。広域後の経費検証では、構成市の5年間の合計で16億6,200万円程度の削減。国の財政支援対象期間に広域化が実現した場合の支援額は構成市の合計で4億3,500万円程度の削減が見込まれるなど、現在もそれぞれの検証の結果については変わっていないのか。

森田広域消防課長 給与等につきましては、所沢市の職員の給与が全体で約1,100万円の減と示しておりますが、特殊勤務手当が廃止されますと約380万円の減となります。

安田委員 メリット課題検証集で確認するが、災害発生時における消防活動体制の強化、本部機能統合等の効率化による現場活動要の増強、救急業務や予防業務の高度化、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な配備、消防

署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着の短縮については、現段階でもメリットとしては変わらないということでしょうか。

森田広域消防
課長

そのとおりです。

安田委員

議案質疑では、二つの会派から意見が出され、それがきっかけにはなりましたが、市長自身も不公平ではないかと思ひ、必要性を感じ提案したとの答弁があつたが、この点について確認したい。

森田広域消防
課長

市長答弁のとおりです。

安田委員

議員定数の選出区分については、均等割と人口割で配分して所沢市が6人、狭山市が4人、入間市が4人、飯能市が3人、日高市が3人ということが9月の全員協議会における課長答弁で明らかになったが、我々の会派は、国会でも一人当たり何人の議員がよいのかということで裁判でも指摘されている事項でもあるのに、なぜ、均等割という概念を持ち込んできたのかという意見を議長に提出したので、その答えをいただきたい。

森田 広域消防
課長 議員定数につきましては、協議会の中で構成市の市長から人口割に加えて均等割も加えてほしいという意見があったことから、このような選出区分となったものです。

安田委員 議員定数の選出区分の均等割については明確な根拠はないのか。

森田 広域消防
課長 均等割の定数は協議の中での意見であり、その他の根拠はありません。

安田委員 純粋な人口割であれば、所沢市が8人、狭山市が4人、入間市が4人、飯能市が2人、日高市が2人というのが妥当だと思うが、今回の選出区分では、まだ人口割りとはなっておらず、この案で妥結したというのはどのような経緯があるのか。

森田 広域消防
課長 当初、他市の議員を減らすことはできないだろうとのことから、所沢市は2名の増員を協議会に提案しましたが、構成市の市長から定数を2名増やすことについては市民の理解を得るのは難しいとのことで、他市の選出を減らすことで合意したということです。

安田委員 議員の選出区分については、科学的な根拠ではなく、心情的なところで妥結したということでしょうか。

森田広域消防課長 選出区分の算定の根拠につきましては、構成市の均等割で1人、人口が10万人で1人、さらに5万人超で1人とし、5万人を超えた部分は切り捨てとなります。

石本委員 協議会の議事録では、議員定数と議員の選出区分がいきなり提案されて決まっているが、この案は誰が作ったのか。

森田広域消防課長 議員定数及び議員の選出区分につきましては、調整会議の中で首長に素案をお示しした方がよいということになり、素案を考えさせていただきました。

安田委員 議員の選出区分に関する所沢市議会の会派の要望について伺いたい。

森田広域消防課長 所沢フォーラム“おおぞら”及び民主ネットリベラルの会からは、1票の格差という点で、所沢市が8人、狭山市が4人、入間市が4人、飯能市が2人、日高市が2人というのが妥当であるという意見がありました。

石本委員 平成29年度までの削減の効果については、飯能市が最も高く7億円近くの削減、次が日高市の4億円の削減、所沢市は2億3,000万円の削減、入間市は9,200万円の持ち出しとなっているが、この数字は正確なものなのか。

森田広域消防
課長 削減の効果につきましては、概算の数字であり、施設整備費等は踏まえておりません。

石本委員 削減の効果については、消防職員の人件費の減も含まれているのか。

森田広域消防
課長 そのとおりですが、現在、子ども手当などの共済費は、市の常備消防費ではないところから出ており、それを踏まえた金額を算定していることから若干多くなっています。

城下委員 署所の建て替えについては今後の協議、検証事項とのことだが、経費の負担については規約のどこに定められているのか。

森田広域消防
課長 経費の負担につきましては、第14条第2項但し書きに規定されています。

城下委員 負担割合については、組合市の長の協議により変わってくるということでしょうか。

森田広域消防
課長 そのとおりです。

松崎委員

ここで休憩をお願いしたい。

杉田委員長

休憩とすることでよろしいか。(委員了承)

休 憩 (午後2時53分)

再 開 (午後3時5分)

石本委員

この議案は他の構成市においても審議されているが、各市議会の審議状況はどうなっているのか。

森田広域消防
課長

入間市議会においては、委員会審査が終わっており、賛成多数で可決すべきものと決しております。その他の市議会についての情報は現時点では把握しておりません。

石本委員

埼玉西部広域消防本部については、飯能市及び日高市がそれぞれ議決するのか、それとも一部事務組合の議会で議決するのか。

森田広域消防
課長

地方自治法においては構成5市の議決が必要であり、その議決をもって首長の協議を行った後、県に申請することになります。

城下委員

3市の消防相互応援協定については、それぞれの消防本部に119番通報が入った時には、他の消防も覚知できることになっているのか。

小高消防長

例えば、所沢市で受信した119番通報については、他の消防本部ではすぐにはわかりません。

城下委員

3市の消防相互応援協定については、その部分についてもレベルアップするということで、それぞれが119番通報を受信できるようになっているということで現場からは聞いているが、それでよいか。

小高消防長

所沢市で受信した119番通報がすぐに3市の消防本部で同じ内容のものがわかるといった形でのレベルアップは図っておりません。3市の消防相互応援協定の改正時にレベルアップを図ったのは応援出場区域についてであり、従前は市境から500m以内でしたが、改正後は区域が広がっております。

城下委員

所沢市で受信した119番通報については、何らかの形で他の消防本部でわかるような手段はあるということでよいか。

小高消防長

例えば、所沢市で火災が発生し、入間市及び狭山市が応援出場する場合には、所沢市から入間市及び狭山市に連絡するといった形で応援出場をし

ていただくこととなります。また、それ以外にも市境で発生した火災などについては、他の消防本部が煙を確認し、火災の可能性がある場合には、他の消防本部から所沢市に対して連絡があることもあるなど、受報または覚知する方法についてはいろいろな方法があります。

中委員

広域化するといろいろな整備や仕組みが効率的になるとのことだが、組織を動かすのは人であり、職員の士気については、人事異動等により下がる懸念があるが、職員の士気を上げることについての具体策はあるのか。

小高消防長

広域化により士気が下がる職員もいるかもしれませんが、逆に士気が上がるものについては、例えば、飯能市や日高市は山間部を抱えておりますので、所沢市では行っていない山岳における救助活動を希望する職員も出てくるものと思われれます。また、規模が大きくなることにより、緊急消防援助隊のほかに国際消防救助隊の要請も出てきますので、要請があれば出向することも可能ですので、士気が上がることも十分に期待できると考えております。

城下委員

人員計画については今後の検証とのことだが、人員配置における国際消防援助隊の部分に関しては、どれぐらいの人数が広域化によって確保できるのかという検討は行っているのか。

町田警防課長

国際消防救助隊に登録するためには高度救助隊を作る必要があります、所沢市の場合は特別救助隊ということで、その1ランク上の高度救助隊を目指すという意味では、広域化により更なるレベルアップにつながるものと考えます。国際消防救助隊につきましては、それだけのための隊ではなく、現在の隊から緊急消防援助隊と同じように登録するという事ですので、新たに隊を増やすという考え方ではありません。

城下委員

それなりのレベルアップをするには、資材や資格を得ていかなければならないので、学校への派遣などは行うということなのか。

町田警防課長

高度救助隊になるための要件につきましては、まず、資機材については、所沢市には高度救助資機材及び当該資機材を積載することができる救助工作車がありますので備わっております。あとは、資格の問題となりますが、資格を有する職員がすでにおりますので、その者が職員に講習を行うことで、資格を得ることも可能です。

石本委員

消防団については、例えば操法大会の時には消防職員が指導を行う場合もあるが、あくまでも消防団は市の管轄なので、出初め式や特別点検などのイベントの日程については広域化しても影響はないという認識でよいのか。

森田広域消防
課長

研修に関しましては、協議会及び各委員会に消防団長が入っており、いろいろな質疑がありました。現在、消防団とはよい関係を保っており、広域化しても同じ協力体制を取っていくことを確認していますので、今までと変わらずに消防が関わっていくことになります。

石本委員

協議会を開いて欲しいので、休憩していただきたい。

杉田委員長

休憩とすることでよろしいか。（委員了承）

休 憩（午後 3 時 1 5 分）

※休憩中に協議会を開く。

再 開（午後 4 時 0 分）

【質疑終結】

【意 見】

石本委員

民主ネットリベラルの会を代表して議案 1 0 1 号に対し継続審査を主張します。以下、継続審査を行い、市民に今後の消防広域化について説明するためにも調査するべき点を述べさせていただきます。

一つ目としては、まず財政的な負担が将来的にはっきりしないことが挙げられます。過去に所沢市の消防にかけてきた予算は市民一人当たり他市と比較して高い実績があります。広域化すれば当然のことながら広域内の消防の体制が所沢市より充実していない自治体に消防予算が回される事

が予想される点があり、より調査したいということです。

二つ目としては、広域議会の所沢市の定数に関して、所沢市は人口が34万人、市民約5万6,000人に対し議員が1人です。日高市は人口が約5万8,000人、市民2万9,000人に対し議員が1人です。議員1人当たりの一票の格差は約2倍の格差があります。こうした一部事務組合の議会のあり方について、より調査が必要と考えます。

三つ目としては、協議会の議事録にも出ておりますが、総務省の課長補佐が平成23年8月24日の協議会で「広域化の財政支援につきましては、おそらく皆さんの合併の時と比べて非常にちょっとそんなに魅力に乏しいとよく言われると、私も肌で感じているところです」と述べております。広域化による財政的メリットがないことも十分に予想されるので、この点についても調査が必要であると考えます。

四つ目としては、消防の広域化については協議会で審議されてきた経緯は分かりますが、具体的な全体像が示されたのは9月議会最終日の9月21日です。協議会の議事録を見ても今回の広域化に関して所沢市がリーダーシップを発揮したとは思えません。その理由として所沢市長が協議会の議長となったことで、かえって中立的な立場がリーダーシップを発揮できなかった要因になっているということが挙げられます。他の自治体の消防の広域化をしている自治体の事例を見ると、人口規模と財政規模が一番大きい所沢市の市長が管理者となることが十分に予想されます。今回の協議会の議事録からかえって管理者になることで本当に所沢市がリーダーシ

ップを本当に発揮できるのかも疑問に感じ、この点に関してもより調査が必要と考えます。以上が継続審査を主張する理由とさせていただきます。

城下委員

日本共産党を代表して、議案第101号「埼玉西部消防組合の設立について」意見を申し上げます。

広域消防の最大のメリットとしている初動体制の強化については、入間・狭山・所沢の3市の応援協定によりすでに実施されており広域化の理由にならない。また、経費面では、基準財政需要額の負担割合の高い所沢市にとってはメリットがありません。しかも、広域化によって当市の税金で他市の人件費を補うことについては、市民の納得は得られない。また、広域化によって余剰人員を現場に配置できるとしていますが、その具体化についてはすべて今後の検証として、白紙委任となっています。東日本大震災後の消防力の強化が求められている中、今回の広域化は現状よりも後退するものであり反対します。

松崎委員

みんなの党 所沢を代表して、議案第101号に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

今後の初動体制が強化され、より災害に強い街となることを望みます。一方、広域化した場合、所沢市の決定権限が37.5%に対して、常備消防費の負担割合が42.01%と開きがあり、この差を縮めていくのが今後の長期的な課題と思われれます。また、消防職員の士気など、数字には表

れない部分に関しても、今後の十分な対策をすることを期待して、賛成の意見といたします。

大館委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、議案第101号「埼玉西部消防組合の設立について」賛成の立場から意見を申し上げます。

消防広域化につきましては、行財政上のさまざまなスケールメリットを実現化することによって、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と財政基盤の強化が期待されることから、その検討を進めるため、平成22年2月から1年8カ月の間、検討組織において延べ129回の会議を開催し協議したとのことです。

この協議では、構成5市の消防団関係者、市民の代表者及び事務担当者、さらに構成4消防本部の職員代表である実務担当者が委員として参加され、それらの協議に当たり、十分に意見が反映されたとのことでした。

その結果、行財政上のさまざまなスケールメリットの実現、住民サービスの向上や行財政運営の効率化、さらには財政基盤の強化が見込めるとして、構成5市による消防の広域化が合意されたとの説明でした。

検証の具体的なメリットですが、まず災害発生時における消防活動の強化が挙げられます。初動の段階で多くの人員や車両を災害現場に投入することは、市民の生命財産を守る上で重要なことです。説明資料によりますと、現在の所沢市の火災発生時のポンプ車の出動は5台であるのに対し、新組織では9台となっており、当直人員数も1当直に84名から91名と

なり全体で234名と増強が図られ、さらに2次災害以降の対応も強化されます。構成市の出場により所沢市の対応が手薄となる懸念ですが、これまでの構成市の災害発生時の活動時間等を考慮すると、第1出場を強化して活動時間を短くすることで対応できると見込まれます。

次に、到着時間の短縮が挙げられ、特に狭山市や入間市との行政境では、所沢市などの署所よりも両市の署所から出場した方が近い地域があり、その他にも所沢市の消防車や救急車が他の災害に出場している場合にも時間短縮が見込める地域があります。

また、総務部門や指令部門の統合により効率化され、現場活動要員が60名程度の増強が見込まれており、現場活動要員の増強と共に、救急業務や予防業務の高度化や専門化が図られることになり、これらが現場活動等に役立つものと考えられます。

また、財政基盤が大きくなることにより、単独では整備できなかった災害対策車や排煙高発泡車などの特殊車両の整備も可能となります。

消防救急無線のデジタル化移行経費の削減ですが、消防救急無線のデジタル化は平成28年5月末までに全国の消防本部が移行しなければなりません、その際多額の費用がかかります。国等の財政支援を考慮すると、これが広域で整備した場合、所沢市の場合、単独より2億円近くの削減となります。

一方、広域化することによる課題もあり、まず、立ち上げ経費ですが、新たな団体を作ることによる情報システムの構築、施設の一部改修や備品

等の購入により、国等の財政支援を考慮した額として5,830万円程度がかかると見込んでいますが、所沢市として消防を広域化することは、市民の生命財産を守る消防をより一層充実強化する手段として有効であり、また将来的に行財政上の効率化が図れることが見込まれることから、本議案である埼玉西部消防組合規約については賛成といたします。

【意見終結】

【継続審査】

議案第101号については、挙手少数により、継続審査とすることは否決される。

【採 決】

議案第101号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

休 憩（午後4時12分）

（説明員交代）

再 開（午後4時15分）

○議案第91号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

【意見】

城下委員

日本共産党を代表して、議案第91号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」について意見を申し上げます。窓口業務等委託料追加については、当初この部分について私どもは偽装請負や守秘義務の問題について指摘して反対しましたが、今後こうした部分の監視をしっかりとさせていただくように申し上げて、この議案については賛成いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第91号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと
決定した。

散 会 （午後4時18分）